

令和3（2021）年度栃木県内における高齢者虐待の状況について

令和4（2022）年12月23日
栃木県保健福祉部高齢対策課

1 趣旨

令和3（2021）年度中、県及び県内市町において把握された「養介護施設従事者等による高齢者虐待」及び「養護者による高齢者虐待」の状況を公表するもの。

（※「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の状況については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（H18.4.1施行）」第25条により公表が義務付けられている。）

2 調査内容

- （1）対象 65歳以上の高齢者が被虐待者となった事例
- （2）対象期間 令和3（2021）年4月1日から令和4（2022）年3月31日まで
- （3）調査項目 通報件数、被虐待者の状況、虐待の種別、虐待者の状況など

3 調査結果

（1）養介護施設従事者等による高齢者虐待

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
相談・通報受理件数	12件	30件	16件	17件	21件
虐待を受けたと判断された件数	0件	3件	1件	7件	6件
被虐待者数	0人	3人	1人	13人	5人

（2）養護者による高齢者虐待

	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
相談・通報受理件数	331件	332件	355件	443件	415件
虐待を受けたと判断された件数	185件	200件	217件	236件	208件
被虐待者数	196人	204人	224人	243人	212人

〈被虐待者の状況〉

- ① 性別 … 女性が77%、男性が23%となっている。
- ② 年齢 … 70～79歳の方が29%、80～89歳の方が49%となっており、70歳～80歳代が全体の約80%を占めている。
- ③ 認知症の有無 … 認知症ありの方が72%となっている。（介護保険認定済みの方のみを対象）
- ④ 要介護度 … 介護保険の認定を受けている方が74%となっている。（申請中を含む）

〈虐待の種別〉

「身体的虐待」が44%で最も多く、次いで「心理的虐待」が29%、「介護・世話の放棄・放任」が15%、「経済的虐待」が12%となっている。

〈被虐待者と虐待者との関係〉

「息子」による虐待が44%で最も多く、次いで「夫」、「娘」が19%となっている。

〈相談・通報者の種別〉

「介護保険事業所職員等」が36%で最も多く、次いで「警察」が19%、「その他」が12%となっている。

〈被虐待者と虐待者との同居・別居の状況〉

同居が92%となっている。

〈被虐待者の世帯構成〉

「未婚の子と同一世帯」が36%で最も多く、次いで「子夫婦と同一世帯」が19%、「夫婦二人世帯」が18%となっている。

〈虐待への対応策〉

虐待事例への市町の対応は、「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離」が29%となっており、分離を行った場合の対応内容としては、「契約による介護サービス利用」が51%で最も多く、次いで「やむを得ない事由による措置」、「医療機関への一時入院」が12%となっている。

また、分離をしていない場合の対応内容は、「養護者に対する助言・指導」が41%で最も多く、「ケアプランの見直し」が21%、「見守りの実施」が19%となっている。